第十二条第五項の表市町村の項第二号算式の符号AC_{23}の次に次のように加える。

AC_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.003
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.002

第十二条第五項の表市町村の項第二号算式の符号AE_{23}の次に次のように加える。

AE_{24}＝0.006	

第十二条第五項の表市町村の項第二号算式の符号AG_{23}の次に次のように加える。

AG_{24}＝0.004	

第十二条第五項の表市町村の項第三号港湾における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=12}^{23}$」を「$\sum_{n=12}^{24}$」に、「6,100円」を「6,090円」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号C_5中「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号D_{17}イ中「0.041」を「0.040」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号D_{19}イ中「0.044」を「0.043」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号D_{21}ア中「0.008」を「0.031」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号D_{21}イ中「0.008」を「0.035」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号D_{23}の次に次のように加える。

D_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.004
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.004

第十二条第五項の表市町村の項第三号漁港における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=12}^{23}$」を「$\sum_{n=12}^{24}$」に、「4,380円」を「4,330円」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号C_5中「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{17}イ中「0.041」を「0.040」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{19}イ中「0.044」を「0.043」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{21}ア中「0.008」を「0.031」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{21}イ中「0.008」を「0.035」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{23}の次に次のように加える。

D_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.004
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.004

第十二条第五項の表市町村の項第四号算式を次のように改める。

算式	
$\dfrac{\sum_{n=13}^{24}(B_n\times C_n)+D\times 0.45+E\times\alpha+F\times 0.75+G\times 0.45+H\times 0.45+I+J+K\times 0.3+L\times 0.6+\sum_{n=14}^{22}(M_n\times N_n)+O}{968円\times A}$	

$+P+Q+R+\sum_{n=7}^{24}(S_n\times T_n)+\sum_{n=12}^{24}(U_n\times V_n)+\sum_{n=12}^{22}(W_n\times X_n)+\sum_{n=12}^{22}(Y_n\times Z_n)$	

第十二条第五項の表市町村の項第四号算式の符号B_5中「平成23年度」の下に「及び平成24年度」を加え、同号算式の符号C_{17}中「0.0243」を「0.0239」に、「0.0297」を「0.0293」に改め、同号算式の符号C_{19}中「0.0149」を「0.0243」に、「0.0212」を「0.0306」に改め、同号算式の符号C_{20}イ中「0.0176」を「0.0171」に改め、同号算式の符号C_{21}中「0.0086」を「0.0140」に、「0.0081」を「0.0162」に改め、同号算式の符号C_{23}の次に次のように加える。

C_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.0054
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0053

第十二条第五項の表市町村の項第四号算式の符号D中「地下鉄事業新々特例債」を「地下鉄事業続特例債」に改め、同号算式の符号Gを削り、同号算式の符号H中「地下鉄事業続特例債」を「地下鉄事業再特例債」に改め、同号算式の符号Hを同号算式の符号Gとし、同号算式の符号I中「及び昭和58年度から平成２年度までの間において発行を許可された地下鉄事業債の当該年度における支払利息相当額を対象として当該年度の６月１日以降において発行が見込まれる地方債として総務大臣が調査したもの」を削り、同号算式の符号I、J、K、L、M、N_n、O_{14}、O_{15}及びO_{16}を同号算式の符号H、I、J、K、L、M_n、N_{14}、N_{15}及びN_{16}とし、同号算式の符号O_{17}中「0.0243」を「0.0239」に、「0.0297」を「0.0293」に改め、同号算式の符号O_{17}及びO_{18}を同号算式の符号N_{17}及びN_{18}とし、同号算式の符号O_{19}中「0.0149」を「0.0243」に、「0.0212」を「0.0306」に改め、同号算式の符号O_{19}を同号算式の符号N_{19}とし、同号算式の符号O_{20}中「0.0176」を「0.0149」に、「0.0149」を「0.0171」に改め、同号算式の符号O_{20}を同号算式の符号N_{20}とし、同号算式の符号O_{21}中「0.0086」を「0.0140」に、「0.0081」を「0.0162」に改め、同号算式の符号O_{21}、O_{22}、P、Q、R、S、T_n、U_7、U_8、U_9、U_{10}、U_{11}、U_{12}、U_{13}及びU_{14}を同号算式の符号N_{21}、N_{22}、O、P、Q、R、S_n、T_7、T_8、T_9、T_{10}、T_{11}、T_{12}、T_{13}及びT_{14}とし、同号算式の符号中「U_{15}＝0.055」を「U_{15}＝0.054」に改め、同号算式の符号U_{15}及びU_{16}を同号算式の符号T_{15}及びT_{16}とし、同号算式の符号U_{17}イ中「0.065」を「0.064」に改め、同号算式の符号U_{17}を同号算式の符号T_{17}とし、同号算式の符号U_{18}中「0.049」を「0.048」に、「0.069」を「0.068」に改め、同号算式の符号U_{18}を同号算式の符号T_{18}とし、同号算式の符号U_{19}イ中「0.070」を「0.069」に改め、同号算式の符号U_{19}を同号算式の符号T_{19}とし、同号算式の符号U_{20}イ中「0.058」を「0.057」に改め、同号算式の符号U_{20}を同号算式の符号T_{20}とし、同号算式の符号U_{21}中「0.013」を「0.049」に、「0.012」を「0.056」に改め、同号算式の符号U_{21}、U_{22}及びU_{23}を同号算式の符号T_{21}、T_{22}及びT_{23}とし、同号算式の符号T_{23}の次に次のように加える。

T_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.007
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.006